

第三十三号議案

債権の放棄について

右の議案を提出する。

令和三年二月十七日

提出者

江戸川区長

斉

藤

猛

(十)	(九)	(八)	(七)	(六)	(五)
債権コ	債権ケ	債権ク	債権キ	債権力	債権才
債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額	債権の額
債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日	債権発生日
債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由	債権発生理由
一万六千七百七十四円	七千二百円	七千二百円	二千七百元	八千七百二十円	二万八百元
平成二十八年九月一日	平成二十八年八月三十日	平成二十八年八月三十日	平成二十八年七月二十六日	平成二十七年七月三日	平成二十六年十一月六日
地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条	地方自治法施行令第一百五十九条

三 放棄する理由	(±)		(±)		(±)		(±)	
	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日
債権者が令和二年七月十六日に死亡し、当該債務者の法定相続人が存在しないことから、債権を回収する見込みがないため。	四万二千円	平成二十九年五月八日	一万三百五十円	平成二十九年三月三十日	八千円	平成二十九年三月二日	三万五千三百九十八円	平成二十九年一月三十一日
	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日	債権の額	債権発生日
	地方自治法施行令第一百五十九条							
	債権発生理由							

(説明)

債権を回収する見込みがないため、区の権利を放棄する必要があるので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項第十号の規定により、本案を提出いたします。